

2023年6月9日

株式会社千葉銀行  
ちばぎん証券株式会社

## 証券取引等監視委員会による行政処分の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、株式会社千葉銀行（代表取締役頭取：米本 努、以下「千葉銀行」）及びちばぎん証券株式会社（代表取締役社長：稲村 幸仁、以下「ちばぎん証券」）を検査した結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、行政処分を千葉銀行及びちばぎん証券に行うよう勧告したとの発表がありました。

斯様な勧告をなされるに至ったことにつきまして、お客さまをはじめ、関係する皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

千葉銀行及びちばぎん証券といたしましては、この度の勧告内容を厳粛に受け止め、引き続き改善・再発防止に取り組み、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に努めてまいります。

### 記

#### 1. 千葉銀行が勧告を受けた事実関係

金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められる状況

- (1) 顧客属性を確認及び検討しないまま、顧客を仕組債購入へ誘引している状況
- (2) 内部管理態勢が不十分な状況

#### 2. ちばぎん証券が勧告を受けた事実関係

適合性原則に抵触する業務運営の状況

- (1) 適合性原則に抵触する勧誘が長期的・継続的に発生している状況
- (2) 適合性原則を遵守するための態勢が不十分な状況

以 上